

教育委員会議会議録[詳細]は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

佐倉市教育委員会会議録[会議概要]

平成31年2月教育委員会会議：定例会

期 日	平成31年2月20日(水)	開会	午後3時00分
		閉会	午後5時00分
会 場	社会福祉センター2階会議室		
出席委員	茅野 達也 教育長 小菅 広計 委員 熊倉 夏子 委員	関山 邦宏 教育長職務代理者 菅谷 義範 委員	
傍 聴 者	なし		
出席職員	教 育 長 茅野 達也(再掲) 教育総務課長 川島 淳一 指導課主幹 村上 武宏 社会教育課長 高橋 慎一 教育総務課企画財務班長 今川 孝夫	教育次長(指導課長) 花島 英雄 学 務 課 長 久保田宜孝 教育センター所長 佐藤 和浩 文 化 課 長 鈴木 千春	
事 務 局	教育総務課教育総務班長 鈴木 康二	教育総務課教育総務班	千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より2件報告

- ・1月29日開催の校長会議、2月8日開催の教頭会議について報告する。

校長会議では、主に中核として2つ話をした。1つ目は、経営者としての自己診断をしっかりとすることが必要だということ。経営者として自分自身を振り返りながら、個々の職員の成長と学校組織としての力が年度初めと比較して向上したかよく分析していくことが大事だということ。具体的には個の力を引き出すことと、個々をつなぐことが管理職としてできたか。1つは、職員の力を引き出すこと、2つ目は外部の力を活用できたかどうか、3つ目は職員同士の力をつなぐことができたか。この観点で自己診断をしてほしいという話。

2番目、指導者を育てる立場としての重要なこととして、1つ目は教員として

の感性を磨ける職場を想像することが大事である。常に子どもの目線に立って心のうちを察することと、1つの事象の背景を察する眼力と、家庭環境などの情報収集も大事、子どもとともに五感を働かせながら共感的理解と毅然とした指導を兼ねた対応ができる職員を育てることですという話。2つ目は、全ての職員があしたも頑張ろうと感じられる学校であることが大事。そのためには職員への具体的な指導と成長の足跡を認め、メリ張りのある業務を展開していくことが重要であるという話をした。

教頭会議では2つ中核として話をした。野田市で発生した事件について触れた。大変悲惨な出来事であり、自分の心のうちをどう発信してよいかわからない年齢の子どもの心境を考えると、全ての指導者は子どもたちの心の叫びを敏感に捉えなければならない。また、個人情報の管理を徹底してほしいという話。学校で苦慮している保護者はいないか、いつでも相談していただきたい。必ず対応していきますという話をした。絶対に外部へ情報を流すことのないよう厳守をしてほしいということ。

大きな2点目は、健全な職務環境ということで3つの話をした。1つ目は、学校の問題点を学校全体で理解しているかどうか。2つ目は、管理職の日々の点検が確実に行われていること。持続的な危機管理意識があるかどうか。3つ目、危機管理意識に関する内的規範が高いかどうか、個々の意識が問題であるという話をした。いずれにしても、1年間の労について先生方に話した。また、次年度も頑張ってくださいよう話をした。

② 平成31年度佐倉市予算（案）の概要について【教育総務課長】

- ・平成31年度佐倉市予算（案）の概要について報告する。

資料の1ページ、こちらは、平成31年度会計別の予算総括表となる。一般会計と6つの特別会計については、平成31年度当初予算額と平成30年度当初予算額を比較したものとなっている。平成31年度の一般会計当初予算額については、465億3,600万円となっている。平成31年度当初予算は、骨格予算となっており、平成30年度当初予算と比較して約15億7,500万円の減となっている。

続いて、2ページ、平成31年度一般会計歳入の款別の集計表である。こちらについては、参考までに平成30年度当初予算額と比較すると、19款の繰入金が増減額の欄で約13億6,700万円と大幅に減少している。これは、骨格予算となり、歳出予算規模が減少していることに伴い、財政調整基金からの繰入金が減少しているものである。

続いて、3ページ、平成31年度一般会計歳出の款別集計表である。9款教育費については、54億7,139万2,000円、全体に占める構成比は11.8%で、昨年度と比べ6億2,765万7,000円、10.3%の減となっている。こちらも、減額の理由は骨格予算となっていることを理由としているものである。なお、このうち教育委員会所管の予算については、1月の定例教育委員会議会で議決いただいた予算額である47億7,355万1,000円のおりとなっており、変更等はない。

続いて、4ページから10ページは、教育委員会の主要事業を抜粋して概要等を説明したものである。こちらについては、1月教育委員会議会で議決いただいた

内容なので、説明は省略させていただきます。

③ 平成 30 年度印旛地区教育委員会連絡協議会教育功労者表彰受賞者について

【指導課長】

・平成 30 年度印旛地区教育委員会連絡協議会教育功労者表彰受賞者について報告する。

今年度は、2月1日金曜日に成田市の印旛教育会館で開催され、全体では30名が受賞された。佐倉市からは資料にあるとおり、7名の先生方が受賞された。7名の校長先生方は、この3月にご退職を迎えられる方でそれぞれに印旛教育に多大に貢献したものとして受賞された。なお、臼井中学校前校長の中基信夫校長先生の表彰状については、現臼井中学校長を通してご家族にお届けした。

④ 根郷公民館の臨時全館休館について【社会教育課長】

・根郷公民館の臨時全館休館について報告する。

休館日は、2月24日日曜日である。休館の理由としては、根郷公民館玄関付近にある電柱のP A S（パス）、高圧交流気中負荷開閉器の更新工事及びそれに伴う停電、断水のためである。具体的な説明としては、昨年12月下旬に法令に基づく年次定期点検を行ったところ、P A Sの異常が見つかり交換するよう報告書が提出された。これを受け、出張所が稼働していない日、利用予約が入っていない日、さらに安全面などを考慮し、2月24日日曜日とした。また、緊急を要することから、利用者へは館内掲示板等により周知済みである。

なお、P A Sとは、施設内の機器故障等による事故、アクシデントであるが、事故の電流を検知することで周辺地域の長時間停電を未然に防ぐための機械であり、電力会社と施設との境目に設置されるものである。

⑤ 市民文化祭について【文化課長】

・市民文化祭について報告する。

平成30年度の市民文化祭は昨年の9月29日に例年同様に市民音楽ホールにおいて、オープニング行事を行い、この日よりおよそ2カ月間にわたり、市内で延べ26会場、21の主催事業と2つの協賛事業を開催した。資料1ページがオープニング行事と主催事業の内容となっており、オープニング行事の参加者が962人、主催事業の参加者が1万4,803人、合わせて1万5,765人であった。

資料2ページの協賛事業として2行事、226人の参加があった。合わせて文化祭全体の参加者数は、1万5,991人となり、前年度と比較すると、259人減少しているところであるが、ほぼ前年並みの参加があった。

なお、今回も特に事故等はなく無事に開催することができた。

⑥ いじめの状況について【指導課長】

・いじめの状況について報告する。

1月末のいじめの認知件数は、小学校が347件、中学校が105件の合計で452件であった。昨年度の同時期と比較すると、小学校では164件の増加、中学校では4件の増加となっている。いじめの態様としては、冷やかしやからかいなどの言葉によるものが先月同様に6割以上を占めている。人の体型等に関する悪口やからかいなどがふえており、各校では道徳の授業等を通して人の気持ちを思いやる言動をとるように指導をしている最中である。1月末の報告では、前回同様に複数の子どもが1人の子どもをターゲットにしたいじめ案件が多数報告された。今後もいじめに対するアンテナを高く持ち、事案の早期発見と即時対応に心がけてまいります。

⑦ 感染症について【指導課長】

・感染症について報告する。

1月16日から2月18日までの状況である。初めに、市内のインフルエンザの状況については、1,915名が罹患している。1園16小学校5中学校で67の学級閉鎖があった。また、小学校1校で1つの学年閉鎖があった。先週より学級閉鎖は一気に少なくなり、現在学級閉鎖を行っている学校はない。また、他の感染症の状況としては、感染性胃腸炎が48名、溶連菌感染症が36名で、集団発生の報告はなかった。

今年度のインフルエンザの状況については、2月18日までの総罹患患者数は2,580名おり、患者の多かった昨年度と比べると少ない人数となっている。過日開催されました校長会議、教頭会議において、現状と対策については再度依頼したところである。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加である。インフルエンザが大分少なくなった。それで、第7週、2月の11日から2月の17日、印旛郡内の定点当たりの感染症数は13.38人である。その前の週、2月4日から2月10日が37.03なので、一応警戒レベルは終わったというか、下回った。一番ピークだったのは1月の21日から1月の27日の第4週で、これが定点当たり83.13だったので、これから比べると6分の1から7分の1ぐらいになったということである。例年の状況を見ると、これから多分ふえないはずである。ただ、ことしはB型がほとんどないので、ひょっとしたらB型がこれからふえるかもしれない。インフルエンザについては、一応そういうことである。感染性胃腸炎も、やはり同じ傾向で、第7週、定点当たり4.94人、その前の週が7.19人なので、これもかなり減っている。それで、インフルエンザと同じで1月21日から1月27日の週は感染性胃腸炎も9.56人あったが、これから比べると半数になった。暖かくなるので、このままこちらも終えんとい

うか、減っていくままで終わりだと思う。

【委員1名より】

平成30年度佐倉市民文化祭について、参加者総数は来場者数プラス出演者、出品者、参加者数で計算ということで今年度もたくさんの参加者総数という形になって皆さんに楽しんでいただけたのかなということはこの数値上もわかるのだが、何事も別に年齢ではかるものではないのかなというのは思いつつ、実際のところ、この参加者総数に含まれる皆さんというのは、この年代はちなみにどんな感じなのか。すごく幅広く参加いただけている感じなのか。

【文化課長】

それぞれの参加について年齢の統計をとっているわけではないが、やはり高齢の方が多いところが事実である。中には茶道とか華道とか、そういったところで若い方が作品を出品したりとか参加されたりというところはある。また時代衣裳の体験など、中にはお子さんの参加等も見られるところがあるが、全体的には高齢の方が多かったかなという印象を持っている。

【委員1名より】

ご高齢、ご年配の人生の先輩の皆さんがそうやって楽しんで人生を謳歌してくださるというのは非常に下の世代としても励みになるので、非常にありがたいと思う。そういった姿をさらに小さい子どもたちの世代にもより目に触れられるように、本当に時代衣裳体験などは人気なのかなと思うが、ぜひ子ども連れの家族なども参加できるような、さらなる工夫をもって来場者数の増につなげていただければというふうに期待する。

【委員1名より】

予算について、5ページ、ALTの、要するに英語・外国語活動推進事業だが、これは時間数がふえたので増額になったのか、それとも人数をふやしたのか。何人ALTがふえたのか。

【指導課主幹】

昨年もふやしてもらっているのだが、今年度も2名ふやして、それで、どちらかという小学校の時間数がふえることで、小学校のほうをこれまで厚くALTを配置してきたのだが、その分、中学校のほうはどうしても少なくなっている状況だったので、中学校のほうのニーズにも応えるということで、今回ふやしていただいた。

【委員1名より】

1人当たりの時間も当然ふえるわけか。

【指導課主幹】

はい。

3 議決事項

議案第1号 平成30年度佐倉市教育費2月補正予算について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料1ページ。初めに、今回の2月補正予算に係る教育費の総括である。教育費のうち教育委員会所管に係る歳入予算は、1,839万9,000円の減額補正、歳出予算は2億2,899万9,000円の減額補正となっている。

続いて、次の2ページから11ページについては、歳入予算に係る説明となる。教育委員会所管に係る部分については、四角く囲んでいるが、主な概要について説明をさせていただく。

資料8ページ、上から5段目の5、文化振興積立基金利子である。こちらは、当該基金の利子が当初の見込みを上回ったことから、その差額分である13万6,000円を歳入予算に計上しようとするものである。

続いて、9ページの下段となるが、教育費寄附金2件については、いずれもふるさとまちづくり応援寄附金として寄附を受けたものであり、寄附の用途を学校教育の振興に関する事業や市民文化の振興に関する事業などに指定を受けて寄附を受けたものとなっている。

次に、10ページ、上から2行目の4、文化振興積立基金繰入金である。基金から一般会計に繰り入れて執行する事業、こちらは市民音楽ホール施設整備事業のピアノの買い替えや、歴史的建造物保全整備事業の旧駿河屋土地建物取得などの事業であるが、こちらの執行の見込み額と当初の繰入額との差額を減額補正するものとなっている。

また、その2行下、9、佐倉市民音楽ホール事業基金繰入金については、基金運用により、平成30年度末残高が定額の3,000万円を超える見込みとなったことから、定額を除いた17万2,000円を一般会計へ繰り入れようとするものである。

続いて、11ページの下段、7、教育費の市債の増額補正の2件については、間野台小学校と井野中学校の体育館屋根落下防止対策事業債の増額だが、これまで対象となる事業費に対して起債を起こせる充当率が75%となっていた。こちらが昨年11月に国の基準が改正され、充当率が90%に拡大されたことから、これを受けて間野台小学校230万円、井野中学校は150万円を増額するものである。

続いて、歳出予算の主な概要について説明する。

12ページから25ページまでは各事業とも減額がほとんどとなっているが、これは入札の結果など事業費が確定したことにより予算の執行残を減額するものなどとなっている。増額補正している事業について申し上げますと、12ページの下段にある、3、教育課題研究事業の学校教育振興基金積立金200万5,000円。これは、ふるさとまちづくり応援寄附金を同基金へ積み立てるものである。

20ページ、7の文化振興一般事務費の文化振興積立基金積立金28万円については、先ほどの学校教育振興基金積立金と同様に、ふるさとまちづくり応援寄附金を同基金へ積み立てるものである。

最後に、26ページは、継続費の補正である。5項社会教育費、市民音楽ホール天井改修事業については、3カ年の継続事業。次の市民音楽ホール施設整備等改修事業については、2カ年の継続事業として実施しているものであるが、いずれも経費が確定したことに伴い事業費を減額するものがある。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

9 ページ、教育費寄附金について、教育費寄附金、指導課と文化課にそれぞれ 190 万と 430 万、これはふるさとまちづくりに対しての寄附金ということか。具体的にはどういう形で寄附を受けるかということをお教えしてほしい。

【文化課長】

委員ご指摘のとおり、それぞれの皆さんから佐倉市に寄附を申し出た分がこの金額であるが、文化課については、市民文化の振興に関する事業という形で指定してきたものについては 28 万円であった。それが歳出に載っていたかと思えますけれども、あと残り 411 万 5,000 円につきましては、日本遺産関連事業ということで指定を受けておりました、これは地域創生課が所管しているふるさと事業基金のほうに積み立てるものである。それぞれ事業を実施する際にこういった基金を活用するということである。

【指導課主幹】

指導課のほうの活力あるまちづくり事業と学校教育の振興に関する事業という内容で指定されたものについて、ここで扱っている。

【委員 1 名より】

まちづくりについて、復興に関してのものではないということか。まちづくりということなので。

【教育次長】

まちづくり応援寄附金のいただいたものについては、その中でも幾つか事業があり、学校教育の振興に関する事業、あとは佐倉学に関する事業、こちらについてチェックしていただいた金額について、この金額が収入となっているところである。

【委員 1 名より】

14 ページ上の小学校保健管理事業、委託料について、これは 45 万 8,000 円の減額になっているが、これは学校健診のことなのなのか。学校健診については、もう既に確定して学校医に対しての支払いが、金額が確定しているが、そうでなくてか。

それから、もう一つ。16 ページ、中学校も同じだが、こちらは 122 万円か。この辺はどうか。

【教育次長】

こちらの減額については、児童生徒の尿検査の業務委託、心電図の検査業務委託、脊柱側弯症の業者への業務委託の執行残を今回減額させていただくものとなる。

【委員 1 名より】

20 ページ、文化財保護費の 2,800 万の減額である。公有財産購入費、旧駿河屋土地建物取得費。これは、購入延期なのか。

【文化課長】

こちらについては、5,750 万円で購入しています。

【委員 1 名より】

もう購入しているのか。

【文化課長】

はい、プラス収入印紙代が 3 万あったので、5,753 万円となり、予算要求の額とその差額を減額させていただいているところである。

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市学校医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：資料1ページ目に候補者名簿のほうを添付している。これは、平成31年3月31日をもって、佐倉市学校医の2年間の任期が満了することに伴い、印旛市郡医師会佐倉地区の推薦に基づいて新たに委嘱をしようとするものである。学校医委嘱の候補者の一覧は、1ページ目から2ページ目である。学校医については、天本安一先生、小林則昭先生、山森眞紀先生が今年度をもってご勇退される。天本先生、小林先生、山森先生を除きました44名全員の方が再任となっている。

新任としては、1ページの30番、橋本祐至先生、あと34番、松山剛先生、39番、八木明男先生、2ページ目の42番、須田稔士先生の委嘱校については、一覧表に記載のとおりである。

3ページ目に委嘱状の案を、4ページ以降に佐倉市立小学校及び中学校管理規則を、8ページ目から佐倉市立幼稚園管理規則を添付させていただいた。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

質問ではないのだが、耳鼻科と眼科が少なく、なかなか、1人のドクターが大変な数をやっているのだから、何とか打開をしたいのだが、どうもマンパワーが足りなくて申しわけないと思っている。それで、眼科が1名やめてしまったので、ちょっとそれで1人の負担がまたふえてしまったりする。何とかしたいのだが、なかなか強制ができないので、その辺はちょっと申しわけないと思っている。そういうことでよろしくお願ひしたい。

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市学校歯科医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：平成31年3月31日をもって、佐倉市学校歯科医の2年間の任期が満了することに伴い、印旛郡市歯科医師会佐倉地区の推薦に基づいて新たに委嘱をしようとするものである。

資料の1ページ目から2ページ目、58名の学校歯科医委嘱候補者の一覧表を添付している。学校歯科医においては、葉山王星先生、柳瀬益正先生、高素妙先生が今年度をもってご勇退される。56名の方が再任となっている。新任としては、1ページ目の23番、鈴木顕人先生、2ページ目、44番、林逸子先生の委嘱校については、一覧表に記載のとおりである。

3ページ目に委嘱状の案を、4ページ目以降に佐倉市立小学校及び中学校管理規則を、8ページ目から佐倉市立幼稚園管理規則を添付させていただいた。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第4号 佐倉市学校薬剤師の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：平成31年3月31日をもって、佐倉市学校薬剤師の2年間の任期が満了することに伴い、印旛郡市学校薬剤師会佐倉地区の推薦に基づき新たに委嘱をしようとするものである。

資料の1ページ目、学校薬剤師委嘱候補者一覧表である。今年度、齋藤正昭先生、小倉郷子先生、杉浦友紀先生がご勇退される。19名の先生方のうち16名の先生方については再任となる。今回新たに委嘱をお願いした先生方は、11番の辻田亮先生、17番の安田由香先生の2名となる。委嘱校については、一覧表に記載のとおりである。

2ページに委嘱状の案を、3ページ以降に佐倉市立小学校及び中学校管理規則を、7ページから佐倉市立幼稚園管理規則を添付させていただいた。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第5号 佐倉市学校管理医について

指導課長より上程議案の説明

内容：平成31年3月31日をもって、2年の任期が満了することに伴い、印旛市郡医師会佐倉地区の推薦を受け委嘱するものである。

学校管理医は、主に学校に勤務する職員の健康管理、健康の保持増進を図るために健康相談、安全衛生委員会の出席等をお願いしているものである。

資料の1ページ目、こちらに委嘱候補者一覧表を添付している。各学校1名だが、4番の石井先生、5番の伊藤先生、6番の内田先生、14番の越部先生、16番の佐藤友信先生、24番の古谷先生、27番の望月先生の7名の先生方については、2校をお願いしている。全校配置となっているが、複数校担当される先生もいるので、今回は28名の先生方を学校管理医として委嘱させていただきたいと考えている。

2ページ目に委嘱状の案を、3ページ目には佐倉市学校管理医設置要綱を資料として添付させていただいた。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

学校管理医なので本来は産業医の資格を持っている医者が望ましいということ

だが、県のほうの県立学校のほうでも特に資格なしでも管理ということでやってい
きましょうという話になっているが、この 28 人の先生方で去年も伺っているかも
しれないが、産業医の資格というのはいらない。どれぐらい持っているかどうか。
一応運用上は資格がなくてもやっていけるのでとりあえず問題ないが、労働基準監
督署から産業医の資格を必要とするとはまだ言ってないのだが、その辺もちょっと
気をつけておいていただいたほうがいいかもしれない。この 28 人の先生というの
は全員持っていないので、持っている先生は、これを見ると半分いるかいないかぐ
らいなので、ちょっとその辺は気にはなる。しかし、これは市のほうでどのぐらい
そこまで注意する必要があるかというのはちょっとわからないので、一応
その辺注意しておいていただいたほうがいいかもしれない。

【指導課長】

ご指摘のとおり、そのあたりのところはチェックをさせていただきたいと思う。

【委員 1 名より】

設置要綱の 4 条について、連絡協議会が定められていますが、これはどうか。何
か今まで開かれたことはあるかどうか。それで、定期的にかかっているのか。年間、
何回ぐらいやっているかちょっと教えていただきたい。ほとんどやっていないと思
うが。

【教育長】

恐らく、私も、こちらお世話になって管理医の連絡協議会はやっていないのかな
というふうに思う。が、しかし、極めて重要だと思うが、現時点で職員の健康管理
について、管理医さんと校長先生と交えて進めており、滞りなく進めているとい
う状況である。今後、教職員の内的疾患、そういう部分もあるので十分視野に入れて
は対応していきたいと思うが、現時点では今のシステムで進めていくと。お願い
したいと思う。

《議決結果》

可決

議案第 6 号 (仮称) 佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備に向けた「基本設計」
について

社会教育課長より上程議案の説明

内容：本件については、先月協議させていただいたところなので、その際に寄せら
れた質疑や意見を中心に説明させていただく。

まず、調べ学習を含め、どこでじっくり本を読むかである。こちらについて
は、図書館でとなる。

資料の 2 ページ、前回、協議の際には説明がなかったところでもあるが、
図書資料については図書館で読むということが大原則となる。また、じっくり
調べ学習を行う際も閲覧コーナーや学習室を活用するなど、図書館で行うこと
が大原則となる。さらに、学習室は中高生を含め、じっくり学ぶ方の利用が大
原則であるというように捉えている。関連して音の問題である。中高生や大学
生でも主流になっている話し合い学習については音の問題があるので、まずは
1 階を利用させていただく。

資料 3 ページ、具体的には共通ワークショップルームを中心にその隣のフリ
ースペース、こちらも想定している。話し合い学習についてである。建物とし

て2階は静寂、1階は、にぎやかに、図書館はそれなりにというところで音の問題を解消していくことを大原則とし、利用状況などを把握しながら運用でさらにうまくやっていきたいと考えている。雑誌コーナーについて、1階エントランスの活用についても、ご意見があった。改めて図書館司書さんと話し合ったところだが、現状において非常に残念なのだが、切り取り、それから盗難の問題もありまして、管理の面から原案のとおり、図書館のフロアで管理してまいりたいと、このように考えているところである。

続いて、市史編さん室をもう少し広げたほうがよいのではないかとの指摘があった。資料4ページについては、設計部門の資産管理経営室と総務部の市史編さん室と、それから社会教育課、佐倉図書館とで話し合いを重ね、現時点では今の広さとなったところである。

今後は、意見があったことも踏まえ、実施設計においてさらに検討していく。また、市史編さん室と隣合うボランティア室と共通ワークショップルームについても意見がありました。こちらについては、2階は静寂という大原則のもと意見をいただいたとおり、まずは2階に入ります市史や佐倉を学ぶ関係の使い方を中心として部屋を有効活用していく。外観については、検討を重ねているところであるが、城下町らしさを演出してまいりたいので、今後も景観審議会等を含め調整を進めていく。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

この図が出ているので、これでちょっと聞くが、まず1点目は、前に屋根のようなものがあるが、これは、なぜ必要なのか。

【社会教育課長】

冠木門と、今設計事務所のほうで呼んでいるが、通りから見たときに、ちょうどマキの木が大きいとか、手前、進入路のところに民家があり、建物が見えにくいというような、図書館が見えにくいというようなところがあり、通りからの視認性を高めること、それから城下町らしさの演出というところで佐倉順天堂記念館を含め門が多くあるので、そういった門構えをイメージしてつくったというようなことである。

【委員1名より】

あくまでデザインの問題である。視認性というと、こんなのがあるから何かあるのだろうということだ。多分視認性だろうということだろうと思う。これが門に見えるかどうかというのは、それぞれの感じ方であるから、まだわからないのだが。1つは、これは例えば雨のときの濡れないようにという、そういうものを目的にするのであれば、実用化的にはあると思う。それから、ただ単に視認性とか門構えだということになれば、それだけの費用をここに掛けていかどうかである。それで、それにかかるのだったら、もっと中のを充実させるとか、もう少し機能を充実させるようにお金を使ったほうがいいのではないかという、そういう感じはあるが、その辺はいかがか。

【社会教育課長】

確かに11メートル50、山車が通れるような高さになっているので、風が吹いた場合には雨よけにはちょっと厳しいのかなというふうに捉えている。ただいまお金の面で有効活用という意見もいただいたので、その辺は踏まえまして設計部門と今

後調整をしていきたいと考えている。

【委員 1 名より】

費用でこれをとったときにどのぐらい減額になるのかとか、その辺をしっかりと出していたら、この意義は単に視認性だけだったら、もっと、インパクトが弱いので何かもう少し理由づけができるのかどうか。その辺だけもう一回検討していただきたいと思う。

【社会教育課長】

ご意見を踏まえて十分に対応していくが、ただその費用については、全体の費用というのは資産管理経営室のほうで把握はしているが、個別の費用、これが幾ら、これをつけると幾ら、これがとると幾らというような検討は今全てにおいて、壁の部分は今ガラス張りになっているが、これを壁にしたら幾らだとか、そういったところも含めて全てはじき出してはいないので、その視認性の面からまずは検討していきたいと、このように考えている。

【委員 1 名より】

事業が大きいわけであるから、額が。そのくらいの細かい試算をしないと、やっぱりこれは市民の税金を使っているわけであるから、そこはきちっとやっていただいたほうがいいと思う。

【社会教育課長】

その辺については、現時点では基本設計であるので、詳細な実施設計についてさらに深く検討していく。

【委員 1 名より】

そうすると、実施設計のときにはきちっとそういう金額の詳細が出てくると考えてよろしいか。

【社会教育課長】

一般論として、壁材を含めて、壁がこういう壁だから幾らとか、床材も含めて幾らだとか、そういうのを積み上げての結果になるので、そこを踏まえて実施設計において詳細に検討してまいると。そのようなところである。

【委員 1 名より】

なかなか設計を変えるのは大変だろうと思うのだが、またそういう意見が委員会で出たということもきちっと伝えていただき、あるのかなのかという、つけるかつかないかというのもしっかりと議論していただきたいなと思う。もしつけるのだったら、もっとほかに方法がないのかとか、そこまで突っ込んでいただければありがたいと思う。

【教育長職務代理者】

図書館部分の閲覧座席数というか、一番左側に学習室がある。ここに書き込まれている机、椅子の、これを数えると 20 である。それから、その下の左の斜め斜線のところ、それにあわせて置かれているのは、これは幾つと数えたらいいのか、ちょっとはつきりしないのだが、10 席ぐらいか。それから、ちょうど真ん中の通路、ここに置かれているのが 4 卓、合計 16 席である。それから、上のテラスのところには、幾つかの席がある。まず、テラスに近い奥のところに雑誌あるいは新聞等を置くという説明があった。そうすると、その利用者で多分テラス側の席は塞がるだろう。そうなってくると、学習室からグループ学習室、合わせてぎっしり詰めて 30 席ぐらい、あるいはもう少し多くなるか、その数で運用ができるというふうにお考えというふうにご検討ください。

【社会教育課長】

あくまで現時点では基本設計というふうに捉えているので、あくまでこれは一つの例示である。これで全て決定しているというわけではないので、閲覧席については十二分に確保することがくつろぎの空間確保というような面にもなるので、その辺については今後実施設計を行う中で検討をすることが1つ。それから、備品の購入においても、また検討してまいるといふようなところにもなるので、あくまで現時点では参考の例示というところで捉えていただければというふうに思う。

【教育長職務代理人】

くつろぎのスペース、そこに閲覧席というか、それと学習をするため、あるいは調べ物をするためというのとは、同じ条件ではないのか。

【社会教育課長】

はい。

【教育長職務代理人】

そうなってくると、そういう配置をいろいろ考えていくとこれでいいのかという問題も浮かんでくるのではないかと。

それから、もっと細かいことを言うと、これも例示かもしれないが、ここに入っているのは郷土資料からの配置から始まって、NDCの分類で総記から始まって奥へ行って、工学、医学系のという、そういう配列になっている。そうすると、実際の多くの利用者はどの分野をここで利用されるのか。それによって当然配列も変わってくるだろうと。それによってまた閲覧席の配列も変わってくるだろうと。そういう細かい検討はなされているのか。

【社会教育課長】

細かい配列については、今後検討していく。

【教育長職務代理人】

それに伴って閲覧席等々も変わってくるということか。

【社会教育課長】

はい。

【教育長職務代理人】

ぜひ、それは慎重に検討していただきたいと思う。

【教育長】

社会教育課長、取りかえのときにバックデータが必要かと思う。

例えば南図書館で学習室がどのくらい稼働しているか。閲覧コーナーがこうだとか、そういうテラスのほうがかどうか。そういうようなことの志津図書館も含めて常備このぐらいのを稼働しているのだという数字があつてこそ、この図書館のスペースにあつては、それを当てはめていくとこうですよという、そういう論理的なものがあつて配置をしていくというほうがいいのではないかと思う。それと、いろんな司書さんと話して根拠を持ったものを、あつたほうがいいかなと思う。

【委員1名より】

図面4ページ目の2階の部分である。仮称となっているので、あくまで仮称ということだが、佐倉を学ぶフロアということについて、先ほどの話だと、ここ2階は静寂というイメージということ、ましてや、この2階は市史編さん室があるので、非常に貴重な資料が多くおさめられていると思う。当然子どもたちの出入りというのは、この市史編さん室に関しては特にとするが、想定はそんなにされていないのかなというふうには思う。この佐倉学を子どもたちずっと触れ合ってきているの

で、図書館に行った。それで学校でやっている佐倉学のことについて何か資料があるかなと思ったときに、例えば、ばんっと館内案内などを見たときに、佐倉を学ぶフロアとなっていると、比較的子どもの発想だと、この2階に足を運んでみたら、佐倉の歴史についてより多くの知識を得て、例えば極端な話、夏休みに佐倉学の宿題にいろいろ調べたりして、展示などもされていたりする。そういったものに結びつける資料があるのではないかなんていうふうに、あくまで案内図のほう、字面的なところで思われるのかなと。子どもは、そういうふうに判断するのかなんていうふうにもちょっと思ったりもしたのだが、あくまで仮称だと思うのであれだが。そういったところも含めて子どもも出入りする想定をされているのか。それとも、一般的に子どもにわかりやすいような歴史資料、佐倉の歴史資料に関しては、例えば1階のフリースペースの中にもう本当に子どもが気軽に手にとって佐倉学を見れるような資料を例えば展示しておくようにするのかとかというのは、そういった具体的なことになってしまおうと思うのだが、この2階を静寂のフロアと見たところで、どのようにお考えか。

【社会教育課長】

佐倉学は、佐倉を学ぶフロアについての説明だったのだが、基本的には先ほど委員がおっしゃっていたとおり、1階の展示スペースについて、まずはわかっていたくような形が1つ。それから、学年にはよるのだが、まずはやっぱり図書館、地下1階の郷土史のところ学んでいただいたほうが子どもたちにとってはよりわかりやすいのかなというふうに捉えている。ただ、小学校5、6年生、それから中学生になってくると、かなり専門的なところもあるので、そういった歴史好きなお子さんについては、やっぱり市史編さん室での対応、これもあり得るのかなというふうに捉えている。現時点では、まずは1階でというような形で考えている。

【委員1名より】

今インターネットで比較的何でも調べられてしまう時代で、子どもたちも非常に授業も含めてパソコンというもの、インターネットというものに対して非常に身近なツールであると思うので、そういった部分で検索をして学習に生かしていくというのはいくらでもできることかなと思うが、やはり実際に足を運んで、紙をめくって資料を見るというのは非常に大事なことだと思うので、当然歴史好きでものすごく深く掘り下げてお勉強したい方は2階に行かれるのかなというのは思うが、ぜひ保護者も一緒に足を運んだときに、この佐倉学というのはこんなにおもしろいんだ、子どもたちはこういうことを勉強しているのだ。そして、子どもたちはぱっと見て、ああ、なんだここに佐倉学のコーナーがある。これを読んでおくと、もしかしたら、次の佐倉学検定でいい点数がとれるかもしれないみたいな感じでつながるように図書館の部門にしても、エントランスにしても導入を持っていただけると非常にありがたいのかなというふうに思う。

【教育長職務代理者】

地下1階のフロア、ここに何冊ぐらいの蔵書を今予定されているのか。と同時に、3階の収納スペース、両方ちょっと教えてほしい。

【社会教育課長】

現時点では開架スペースについては、9万冊、3階のバックヤード、閉架書庫については7万冊、合計16万冊を予定している。

【教育長職務代理者】

現在、佐倉図書館には蔵書はどのぐらいあるのか。

【社会教育課長】

現時点での佐倉図書館については開架部分のみがほとんどになるが、10万冊程度になる。

【教育長職務代理人】

ぜひこの閉架図書は、最初の予定で、これだけあれば大丈夫というところでどの図書館も動いていくのだが、意外に早いスピードで満杯になって、さあ、どうしようかというところがあるとよく聞くので、ぜひその辺もお含みになって進めていただければと思う。

《議決結果》

可決

議案第7号 旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について佐倉市学校管理医について

文化課長より上程議案の説明

内容：文化財施設の小中学生の入館料について、減免を土曜日だけではなく日曜、祝日にも適用させるため関係する規則の改正をしようとするものである。

この改正について、前回規則の第2条第5号で小学校及び中学校について、それぞれ学校教育法第29条及び第45条に規定するとしていた部分について、条ずれ等の指摘を受けていた。ここについて、学校教育法第29条では小学校の、第45条では中学校の目的をそれぞれ定めており、この文化財施設の入館料等に関する規則でこの部分をもって小学校や中学校を規定することについては、確かに多少違和感を覚えるところではあるが、学校教育法上、小学校や中学校とはどういうものかということを確認したものがなかったことから、平成11年のこの規則を制定するに当たり、この目的を定めた第29条及び第45条をもって小学校及び中学校をそれぞれ規定したものである。ここで、あわせて法規担当部門にもこの点について再度確認したところ、こういった条を引っ張ってきて制定している自治体も、そういう事例もあることから、このままで特に問題はないということの見解をいただいている。このことから、前回お示ししたとおりだが、資料の2ページの新旧対照表にあるように、規則を改正することで市内市外にかかわらず、小中学生が文化財施設参観に入館する際に、減免とする対象を本年の4月1日より、これまでの土曜日に、日曜と祝日を加え無料で入館できる日を拡大したいと考えている。

なお、1ページに規則の改正文、2ページに新旧対照表、3ページ以降が附則の条文となっている。

《議決事項についての質疑概要》

【教育長職務代理人】

今、前回の協議のときの回答をいただいた。それでも納得できないのがあるのだが、現状の第2条の第3号、学校教育法第1条に規定する学校で云々と。ここで第1条とっているわけである。ここで幼稚園から大学まで全て含んでいる。だから、あえて第5号で規定する必然性は何かということ、この第5号では佐倉市立の小学校、中学校の生徒児童、それを規定したいのかを確認させてほしい。

【文化課長】

こういった事例では他の自治体等、学校教育法上の第1条を同じように引っ張ってきているところが多いのは確かなのだが、そこで特にこの規則において佐倉市のみを対象としていることを目的としているのではなく、第1条だけでは、こういうものを、学校の定義は小学校、中学校、高校だという、これを学校と言うというのが学校教育法上の第1条であり、それが漠然としているので、それをさらに細かく規定したかったのではないかというのがこの制定当時の考えで、この第29条と第45条を引っ張ってきているのではないかというところである。これも当時そういった議論があったのかもしれないが、そういったことで、特に小中学生については、市内市外問わず、こういう原文にしようとするところである。

【教育長職務代理人】

何もこれは教育の目的を示して小学校はこうだよと説明する必要はなくて、第1条で小学校、中学校ともう決めているわけである。詳しいことは小学校の部、中学校の部とかごらんくださいということであるから、それならむしろ第3号の第1条に規定する学校で、その後の、「団体入館する場合」から、また第1条の小学校、中学校というふうに合わせていけば何も問題ないというふうに思うのだが。私は素人でわからないがそんな決め方あるのか。どうもこれは落ちつかない。落ちつかなくてもいいというのが規則、法律なら、それはそれでいたし方ないが。

【文化課長】

確かに委員がおっしゃるところは非常にそのとおりだという部分はあるが、特にここで明らかに間違っていないものを変える必要はないというようなことも、見解もいただいております、ここの部分については、このままの形で行かせていただければと考えている。

【教育長職務代理人】

了解した。そんなことを言うと、へ理屈は言いたくなるのだが、その第4号のところも、そうすると、児童福祉施設で、これも非常に複雑な規定内容である。なのに、どうしてここだけという。わかりました。

《議決結果》

可決

4 協議事項

協議事項（1）平成31年度佐倉市教育施策について

教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料、本文1ページの中段から3ページまでにかけて、平成30年度施策の主な成果について記載をしている。平成30年度は、佐倉教育ビジョン（後期）推進計画の3年目として、平成31年度末の達成目標に向けて着実かつ効果的な事業展開と教育内容の充実に取り組んでいる。施策の主な成果については、佐倉教育ビジョンの重点事業のうち特色のあるものや新たに組み込んだ事項などから、主なものをその下の四角い枠の中に記載をしている。先ほど申し上げた冒頭の資料の主なポイントに沿い、項目のみを申し上げさせていただく。

1 ページの下（4）【拡充】、「好学チャレンジプリント」及び「好学チャレンジテスト」の市のホームページへの掲載。

続いて、2 ページの上（5）、【拡充】、外国人英語指導助手の2名の増員。

続いて、3 ページの（14）、【新規】、国史跡指定20周年を迎えた本佐倉城址での記念事業の実施。（15）、【新規】、佐倉市指定有形文化財として大佐倉八幡神社本殿など2件の指定。（16）、【継続】、旧河原家住宅の茅葺屋根葺き替え工事の完了。（17）、【新規】、城下町佐倉の祭礼用具の修復などを通じた日本遺産活用推進事業の推進。（18）、【新規】、旧駿河屋住宅の土地、建物の取得。（21）、【継続】、幼小中学校普通教室等への空調設備整備のための事業者の選定。（22）、【継続】、（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備に向けた事業の推進。（23）、【継続】、市民音楽ホール天井改修事業の完了。

平成30年度施策の主な成果については、以上のような施策をさせていただいている。

続いて、資料の4 ページ、平成31年度施策の特徴及び重点項目について記載をしている。平成31年度施策の主な特徴として、①、外国語活動や英語科授業の充実、小規模特認校における少人数指導など、きめ細かでより充実した学校教育の推進、②、公民館・図書館等による生涯学習・社会教育の振興、③、老朽化が進む社会教育施設の改築等による生涯学習、芸術文化活動のための環境整備、④、歴史文化資産と佐倉の魅力を活かした文化振興、⑤、安全・安心・良好な教育環境を確保するための学校施設等の整備の5点を挙げさせていただいている。

なお、平成31年度の施策については、今後市議会において、当初予算等を議決いただくことにより執行できることとなる。現段階においては、教育委員会として進めたい方向性や施策を表記したものとしてご承知おきをいただければと思う。

4 ページから6 ページまでの四角い枠の中は、平成31年度施策の重点項目を記載している。こちらにも、冒頭の資料の主なポイントに沿い、主なものを申し上げる。（3）、「確かな学力の向上をはかります」の点の3つ目になる。【拡充】として外国人英語指導助手を増員し、英語の教科化等に向けた日本人教諭の指導力向上と学習指導内容の充実を図る。また、その下、4つ目の点になる。【新規・拡充】と記載のある和田小学校を小規模特認校に指定するとともに、学校支援補助教員を1名増員の2名とし、弥富小学校、和田小学校にそれぞれ配置し、きめ細かな指導を行う。

次に、資料6 ページ（7）、「安心して学べる教育環境の整備をはかります」では、2つ目になる【継続】として、普通教室等における空調設備の整備を進める。

その下の（8）、「様々な場面で市民が学ぶことのできる機会の提供をはかります」では、3つ目になる【継続】として（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備を進める。

次の7 ページ以降からは教育ビジョンに基づく施策の内容として、個別具体的な内容が表記されている。新規・拡充事業等も記載しているが、

先ほどの説明と重複していない部分について説明をさせていただく。

7ページから9ページまでについては、表現等の変更、修正はあるが、これまでの事業を引き続き継続していくものとなっている。

次に、10ページの大きな項目の(3)、「確かな学力の向上をはかります」の内容となるが、中段よりやや上あたりに記載がある〔佐倉市研究モデル校〕については、課題解決に向けた実践研究を進める学校として現時点での予定のほうを掲載している。

続いて、資料17ページから18ページ「芸術・文化活動の充実」については、市民音楽ホール及び美術館における平成31年度の事業予定を記載している。

続いて、18ページの下段から19ページ(7)、「安心して学べる教育環境の整備をはかります」の学校の施設整備の推進については、平成31年度に執行する予定の事業を掲載している。

20ページ「社会教育施設の整備の推進」は、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備につきまして、平成31年度に執行する予定の事業を記載している。

なお、資料中において、平成30年度の教育施策からの主な変更箇所については、アンダーラインを引いている。

《協議事項についての質疑概要省略》

5 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

平成31年3月定例会 3月20日(水) 午後2時00分より
1号館3階会議室